

第523回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和5年12月20日（水） 午後1時53分		
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室		
議 題	第1号議案 全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について (委員会指示) 第2号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について (委員会指示) 第3号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について (委員会指示) 第4号議案 はえ縄漁業について (委員会指示) 第5号議案 まあじ・まいわしに関する令和6管理年度における知事 管理漁獲可能量について (諮問)		
報告事項	(1)漁業権にかかる資源管理状況等について (2)いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の結果について (3)カタクチイワシのTAC管理について (4)全漁調連東日本ブロック会議の結果について		
出席委員	1番 高濱 芳明 2番 飛田 正美 5番 鈴木 稔 7番 木村 勲 10番 岡田 英男 11番 青木 憲明 12番 長岡 浩二 15番 宇佐美 正義 17番 関根 孝明 19番 吉田 彰宏		
欠席委員	3番 磯前 昌宏 6番 根本 経子 8番 村中 均 13番 日向野 純也 14番 鈴木 正特 16番 湯淺 一夫 18番 根本 正明		
県側出席者	農林水産部 次長 兼 漁政課長 川野辺 誠 " 漁政課 課長補佐 鴨下 真吾 " " 主査 谷村 明俊 " " 主任 滑川 結香 " 水産試験場 場長 海老沢 良忠		
事務局	事務局長 岡部 勤 副主査 細金 正勇 係長 小沼 智恵美		
議事録署名人	17番 関根 孝明 19番 吉田 彰宏		

議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後1時53分
岡部事務局長	<p>[開会宣言] [資料確認] [高濱会長に挨拶を依頼]</p>
高濱会長	<p>こんにちは、御苦労様でございます。皆様におかれましては、何かと 気忙しいこの時期にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>今週末はガクンと寒くなるそうでございます。コロナからの呪縛が解 けて、人との交流もコロナ禍前以上に活発化されておりますけど、皆様 におかれましては、これまで同様、健康にご留意いただければ存じま す。</p> <p>さて、本年のシラス漁でございますけど、秋シラスは平年より少なめ という結果に終わりそうですが、春は好漁で量としてはここ5年ほどで 2番目に多い年ということだそうでございます。価格が良くて、これは 消費者には残念なことかもしれません、まずはまずの漁模様となつたの ではないかと存じます。</p> <p>前回の委員会の際にちょっと話題となつたタコにつきましては、宮城 県で好水揚げだったという情報が入つたんですが、渡りダコが本県まで あまり南下していないということでして、これから寒さと比例して水 揚げもアップして来ればと、そのように期待するところでございます。</p> <p>本日の議題でございますけれど、「全長30センチメートル未満のヒ ラメの採捕禁止について」などの委員会指示4議案と諮問1議案、報告 事項4件となってございます。議案、報告ともに重要な案件でございま すけれど、新たな制度的な意味で、報告事項のいせえびとカタクチイワ シのTAC、こちらは、とりわけ充分に御審議をいただければと思う次 第です。</p> <p>本日も、よろしくお願い申し上げます。</p>
岡部事務局長	茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項により、会長が議長と なることになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。
岡部事務局長	<p>はい。現委員17名のうち、現在の出席委員10名、欠席委員7名。 欠席委員は、3番の磯前委員、6番の根本経子委員、8番の村中委員、 13番の日向野委員、14番の鈴木正特委員、16番の湯淺委員、 18番の根本正明委員となっております。</p> <p>過半数の委員の御出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規</p>

定により、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

議長

はい、ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

次に議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私のほうから指名させていただきます。17番の関根委員、19番の吉田委員にお願いいたします。

議長

それでは、議題に入ります。

はじめに第1号議案「全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について」、第2号議案「ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について」、第3号議案「河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について」の3つの委員会指示でございます。これらは毎年同じ内容で発動している委員会指示でございます。11月の第522回委員会で茨城県海面利用協議会への諮問を決定し、それに対して、差し支えない旨答申があつたということでございます。事務局から説明願います。

細金副主査

(資料1 30センチメートル未満のひらめの採捕禁止

資料2 ひらめ活餌釣り

資料3 さけ及びますの採捕禁止 により説明)

議長

ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願ひいたします。

(委員)

(特になし)

議長

特になれば、第1号議案から第3号議案について、原案のとおり委員会指示を発動することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員)

(「異議なし」の声)

議長

はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり委員会指示を発動することに決定します。

議長

続きまして、第4号議案「はえ縄漁業について」の委員会指示でございます。こちらも毎年同じ内容で発動している委員会指示でございます。事務局から説明願います。

細金副主査

(資料4-1、4-2 により説明)

議長

ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願ひいたします。

(委員)	(特になし)
議長	特になれば、原案のとおり委員会指示を発動することに、御異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
議長	「異議なし」とのことですので、原案のとおり委員会指示を発動することを決定いたします。
議長	続きまして、第5号議案でございます。「まあじ・まいわしに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」の諮問でございます。事務局および漁政課から説明をお願いいたします。
細金副主査	(資料5-1 諮問文朗読)
谷村主査	(資料5-1から5-3により説明)
議長	はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関して、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
議長	では、1点だけ私のほうから確認させてください。資料5-3のところで御説明いただきましたが、まあじは今回割り当てが増えたけどまいわしは減ってしまいましたというのは、実績がすごく低くなっているから、それに基づくということでよろしいですか。
谷村主査	はい、そのとおりです。まいわしにつきましては、実績が8.7トンとか1.3トンとか、その前もずっと低いままでしたので、シェアが小さくなっていますという数字になっております。
議長	はい、ありがとうございます。
19番 吉田委員	いいですか。
議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	これは、まいわしは定置（網）ですよね、対象は。定置（網）でいいんですか。
谷村主査	はい、主には定置（網）になります。

19番 吉田委員	最近のいろんな報道で、いわしはいろんなところでどっと揚がっているという話がニュースで報道されていますけど、茨城県沖はそういうことっていうのは、例えば定置（網）にすごく入っちゃったとか、可能性としてはあるんですか。
谷村主査	可能性としてはあると思いますけど、今のところ本県ではそのような状況は起きておりません。
議長	ほかにございますか。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですか。 他になれば、第5号議案の諮問の内容のとおりで異議がない旨答申することに、ご異議ございませんか。
(委員)	(「異議なし」の声)
議長	「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することに決定いたします。
議長	続きまして、次第6の報告事項に移ります。報告事項「(1)漁業権にかかる資源管理状況等について」、漁政課から報告願います。
谷村主査	(資料6-1、6-2により説明)
議長	はい、ありがとうございます。1年に1回、漁業権にかかるところで資源管理がきちんと行われていますというのを報告しなくてはいけないことになっています。その報告がここでなされているということになります。対象期間は令和4年1月から12月の報告でございます。 この件につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいいたします。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですかね。 では、次に移りたいと思います。報告事項の「(2)いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の結果について」です。漁政課から報告をお願いいたします。
滑川主任	(資料7-1～7-3により報告)

議長	いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕、これを実績を踏まえまして令和6年度からは本許可に移行したいと、そういう説明でございました。 この件に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願ひいたします。
19番 吉田委員	すみません。
議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	2点確認したいんですけど、河原子地区っていうのはだいたい5人か6人くらいと考えていいのかということと、先ほどの説明で1人10キロぐらい、だいたい概ねそのくらいなのかなと、それともう1つ、値段が令和5年になって大分上がっているんですけど、そういう結構な値段の違いが出ていますけど、そういうった上がっている状況あるんでしょうか。
滑川主任	まず1点目でございますけれど、河原子地区で潜水器漁業を行っている漁業者さんは、今潜水器漁業の許可を持っているのは3名になります。1名素潜りで潜っている方がいらっしゃいますが、潜水器自体は3名ということになります。そのうち、令和4年は3人中3人が、令和5年は3名中2名が操業したという報告が上がっております。 価格についてですけれども、価格については需要供給のバランスもございますので、いろいろ要因があるとは思いますが県のほうでも令和5年度はいせえびのブランド化に取り組んでおりますので、そういう効果もあって価格はやや高くなったのかなというふうに考えております。以上です。
議長	よろしいですか。
19番 吉田委員	はい。
10番 岡田委員	いいですか。
議長	はい、岡田委員。
10番 岡田委員	これは、河原子組合だけに許可するんですか、潜水器漁業の許可を持っている組合員全部に許可するんですか。
議長	回答お願ひします。

滑川主任	はい。今、潜水器漁業の許可を有している組合さんは久慈町漁協の河原子地区と平潟漁協と大津漁協と3つございますけれど、希望調査というか操業の要望がある場合には、皆さんにも発給したいと考えておりますけれども、ただ各組合さんとの調整が済んでおりませんので、これから今回の委員会で承認を得たあとで各漁協さんに御説明をしながら決めたいと思っております。
10番 岡田委員	はい、分かりました。
議長	よろしいですか。
10番 岡田委員	はい。
議長	ほかに御質問ございますか。
(委員)	(特になし)
議長	それでは、適切に処理を進めていただければと思います。 次の報告事項に移ります。報告事項の「(3)カタクチイワシのTAC管理について」でございます。漁政課から報告をお願いします。
滑川主任	(資料8-1~8-3により報告)
議長	ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
5番 鈴木 稔	(挙手)
議長	鈴木委員。
5番 鈴木 稔	カエリ以上のカタクチイワシと書いてありますけど、大津もそうだけど茨城は皆さん漁獲制限をしながらやっていると思うんですよね。それで、カエリ以上ではなくカエリ以下は無制限みたいな感じでも、一応皆さん各漁協でその時によって漁獲制限をしながら獲っていますから、カタクチイワシに限れば、というような条件でも良いのではないかなど私は思っています。ですから、カエリって言われちゃうと私も獲れなくなっちゃうので、やはりそこら柔軟にしてもらってもいいのかなという思いはあります。
議長	これについて、返せることありますか、漁政課から。
5番 鈴木 稔	現在、獲り放題ではやってないですよね。

滑川主任	カエリから言うのは国の方から示されている方針なので、そういうふた御意見がある場合にはそれこそ今度の1月9日のとき（茨城県小型船漁業協議会船曳部会臨時総会）におっしゃっていただくのが良いと思います。カエリよりも小さいもの、ようはシラスについては今回対象ではないので、特に制限がかかることはございません。カエリを対象とするかしないかについては、県のほうで決めていることではなくて国の方で示されているものでございますので、これから皆さんのお意見を踏まえてどのように変わっていくかというのは、県のほうが決めていることではないということを御理解いただければと思います。
2番 飛田会長代理	いいですか。
議長	はい、飛田代理。
2番 飛田会長代理	このカタクチイワシをTACにするということは、やはり漁業者は、カタクチイワシはシラスの親だからね、だからこれをやつたら漁業者みんな、シラスがいなかつたらみんな、漁が出来なくなっちゃうのと同じようになってきちゃうんだよね。これ（シラスのTAC化）は絶対反対してもらわないと困るんだよね、私たちは。おそらく茨城県のほとんどの漁業者はシラスで生計立ててるのと同じなんだから。これはちゃんと、TACにならないようにしてもらいたいと思いますよ。以上です。
議長	これに関して、何か返せることありますか。
鴨下補佐	はい。カエリとシラスに線引きが入っていて、カエリとかセグロ、大きい方はTAC管理していくというのが国の方針でございまして、シラスの方は我々の県にとってはよかつたと思うんですけど、シラスは獲ろうが獲るまいがセグロの親の方に、資源に影響しないということで、シラスの方はTAC管理から外れているという状況でございます。カエリ以上、セグロの方はTAC管理を国は強く進めておりますけれど、これについてはTAC管理しても資源が維持されていくかということについて疑問点が大きいというのが全国の漁業者さんの論じていることであります、我々の県でもそういったことを国の説明会の中で訴えていたらなと思っています。今日の新聞の報道ですけど、昨日、瀬戸内海系群のカタクチイワシのステークホルダーカンファレンスがありまして、そちらの方もたくさんの方から反対がありました、國の方では令和6年1月1日からステップ1に入りたいという前提で説明しましたが、こちらの方も反対が多く見送りになったというのがございましたので、付け加えさせていただきます。以上でございます。
2番 飛田会長代理	カタクチイワシを、カエリとしてシラスがないときは獲っていたんだよね。そういうのはどうなるの、これ。シラスが全然ないときは、カエ

リを獲っていたんだよね、みんな。

議長

これについて、どうですか。回答ありますか。

鴨下補佐

はい、それは従来の慣行で、カエリまでは旋網との調整の中で認められていたということでございます。

2番 飛田会長代理

そうですよね。認めてもらっているわけだよね。それ以上のやつは獲らないってことで。

鴨下補佐

調整上は獲っても大丈夫だったんですけど、TACの方でもしかすると採捕停止命令なり、量の制限があった場合はTACの方でカエリは獲れなくなるという可能性があるということでございます。

2番 飛田会長代理

これではやはり、漁業者はこれでは、もしも全然獲れないときは困っちゃうよね。

川野辺次長
兼漁政課長

私のほうから補足をさせていただきたいんですが、今、会長代理の方からあった懸念の部分なんですけど、そういう漁業者の懸念というのは、是非1月9日、年明けの小型船協議会の船曳き部会臨時総会、そちらの方で水産庁が来ますので、その辺を強く申し述べていただくのが大切なのかなと思っております。実は今年行われたステークホルダー会議でも、やはり漁業者の方から強く意見を出されると水産庁の方は聞き入れるところもありまして、県の職員もさることながら漁業者の方々からそういう実情というんですかね、そういうふうになってしまっては困るという話、強く申していただくことが非常に大事なのかなと思います。あともう一つ、先程来お話を繰り返しますが、今回のTACの措置を水産庁が検討していることに付随して、今までの県内ルールというのをかえるつもりは茨城県としてはございません。今まで通り、旋網と小型船の間で協定結ばれた中のルールを引き続きやっていっていただければというふうに考えておりますので、これによって我々はルールを変えるということは現在では考えていないということを御理解いただければと思います。以上です。

議長

ほかに。

19番 吉田委員

今の話ですが、漁業者が強く言うということは当然ですけれど、あとは漁業者さんで言ってくださいというように聞こえないように、一緒になって言うという形を是非とも、会長代理が言うように死活問題だと言っているわけですから、そこは県の方としても強力に指導しますよと、発言はこういうふうにした方がいいですよとか、そういうことを丁寧にやっていくというふうに言っていただいた方が、あとは9日みなさん

で頑張ってくださいと言われては我々としては不安があります。

川野辺次長
兼漁政課長

ちょっと誤解があったようで恐縮です。もちろん、県の方でも水産試験場からもカタクチイワシというものがはたしてTAC魚種に適応するようなものなのかどうか、太平洋系群においてそういったものをやることがいいのかどうか、それから漁業者の方々が思われる状況があるとすれば行政側からも、当然意見を申し立てるということはあります。それはそれとして、当然我々も、県もそうですし、業界としても両方で連携していきたいということを言いたかったんですが、誤解があつたよう申し訳ございませんでした。

議長

ほかにございますでしょうか。

5番 鈴木 稔委員

(挙手)

議長

はい、鈴木委員。

5番 鈴木 稔委員

TACをやっていると、カタクチイワシとかカエリとか言われますが、卵が先か鶏が先か、最終的にはそういうふうになっていく懸念というのは必ずあると思うんですよね。前に旋網さんと話したことがあるんですが、シラスを獲るからイワシがいなくなっちゃうんだよ、なんということを前の組合の集まりで言われたこともあるんですよ。おまえらも塩梅しろと、俺らも塩梅するからなんて話になってくると、シラスの方にも影響が出てくるんじゃないかなという、1、2年では無いとは思うんですが将来的には、やはり話している中で「おまえライワシ獲っちゃうからシラスがいなくなるんだ」とか、「おまえらシラス獲っちゃうからイワシがいなくなっちゃうんだ」とかいう話がやはりお互いの口から出てきています。ですからそういうところを踏まえながら、このTACの問題はもう少し慎重に、と国へ強く言っていただければいいのかなと、小型船に関してはシラスが獲れればそれでいいんじゃないのかなと思うんですが、TAC管理になってくると今度は旋網船の方から小型船も（規制を受ける）じゃないかという話になってくることが怖いと思うんです。そういうところで、よろしくお願いします。

鴨下補佐

国の資源評価の方でも、水産研究・教育機構はシラスの漁獲はカタクチイワシの親の資源に影響を与えないという見解を出していまして、そのためにシラスはTAC管理から外れています。なので、今のところ外れていますけど、そこについては逆にほかの県ではシラスもTAC管理しろというという意見も、旋網さんが言っているような意見を言っている県もありますので、茨城県としてはシラスは今の判断のとおり、TAC管理から外せということを1月9日の場でも言っていく必要があると思いますし、我々もそういう立場で臨みたいと思っております。

5番 鈴木 稔委員	よろしくお願ひします。
2番 飛田会長代理	1ついいかな。旋網船の方はどうなの、この件について。
鴨下補佐	旋網業界の方はやはり、カタクチイワシのTAC管理には非常に強く反対しております。理由としましては、平成10年代が旋網がカタクチイワシを獲っていた年代なんですが、サバがだめ、イワシがだめな時代にカタクチで旋網の経営を何とか維持するというような状態でございました。ですので、サバとマイワシはもうすでにTAC管理されていますが、再度経営をなんとか安定させるための魚種としてのカタクチイワシまで、TAC管理されて上限を決められてしまうと経営が不安定になってしまうという一面もありまして、非常に強く反対している状況でございまして、小型船協議会とはまた違った理由で、同じ立場・意見ではないと思いますけども、一緒に反対の立場で水産庁と対応してもらえばということをおっしゃっておりました。以上です。
2番 飛田会長代理	強く反対してもらってね。 ちょっと違うけど、千葉県あたりは旋網船とのトラブルでシラスが全然できなくなっちゃったからね。そういうこともあるからね。
7番 木村委員	いいかな。
議長	はい、木村委員。
7番 木村委員	このTACの問題に対して、茨城県も今後どうなるか分からぬんだよね。こういうふうに水温が上がってきて、今年はいい塩梅にシラスが来たかもしれない、だけどシラスが毎年来るとは限らないと思うんだよね。この温暖化、水温がどんどん上がって、今年のいい例が関西地区ね。春先こっちより水温高かった、そしたらシラスが全然ゼロ。それで茨城地区にだけシラスが来てくれた。で、秋口11月になってから関西方面でもシラスがぼちぼち揚がり始まった。そういう傾向になって、茨城も来年以降、関西地区と同じような、似たように漁海況が来ちゃったらば、昔は漁が無いときはカエリも食いつなげるために一時期やったこともあった。だからやっぱり、制限されちゃうとこれなかなか厳しい。漁業者っていうのは水商売であってその時期になってみなければ何の魚が来るのか分からないんだよね。だから、頭ごなしに制限されちゃったら難しいと思うんだよね。これから若い人たちは、獲りたくても獲れなくなる時期が来ちゃうと思うんだよ。だからこのTACの問題もかなり時間をかけてやってもらわないと、水産庁の方がこういう方針だといつてもやはり漁業者は慎重に、長い年月かけて決めていかないと、枠制限決められちゃったらば、茨城県で10漁協で分けようがないと思うんだよ。どれくらいのTACで来るのか分からないけど、数量なんか決め

られちゃったら。だからそこら辺を慎重に考えていかなければならぬと思うんだよね。

議長

ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員)

(特になし)

議長

いろいろ意見でましたけど、いずれにしても慎重に対処していくべきものというふうに、私も考えるところでございます。

私も来年の1月の会議には、出席させて頂こうと考えております。国の意見をしっかりと聞いて、各地区の状態等意見を国に申し上げたいと考えております。

よろしいでしょうか。では、そのような形でやらせていただきます。

議長

次に移ります。報告事項「(4)全国海区漁業調整委員会連合会第58回東日本ブロック会議の結果について」でございます。事務局から報告をお願いします。

岡部事務局長

(資料9 より報告)

議長

これについては、前回の委員会のときに、私冒頭の挨拶で申し上げたかと思います。温暖化の件につきましては、福島や静岡海区がブロック内照会事項として同じように出してきて、ほかの海区もかなり気についていたということ、それから風力発電の件、これは吉田委員から出していただいたことでございますけど、これについては先の千葉・茨城連合海区の際にも千葉に対して要望した件でございますし、さらにこの話を聞いた東京海区もこういうことがあるんだと、これは気をつけなければならないんだという話もあったところで、広くいろんなところから理解を得ているというふうに理解してございます。

これについてはよろしいですかね。

(委員)

(「はい」の声)

議長

以上でとりあえず用意した議題、報告事項はこれだけのはずだったんですが、1つ追加になったそうでございます。これ、漁政課の方ですか。お願いします。

鴨下補佐

(令和5管理年度における「くろまぐろ」漁獲可能量について
により説明)

議長

はい、なかなか厳しい内容でございます。

この件につきまして、御意見・御質問等ありましたらお願ひいたします

す。

12番 長岡委員

いいですか。

議長

はい、長岡委員。

12番 長岡委員

今、漁政課さんの方から説明が有ったように、これ90パーセント超えて、もうほとんどやれない状態ですけど、できれば500キロの配分を来年は2トンくらい欲しいなと、もし（枠が）ある場合は要望として出してもらえないかという話が（組合内部で）あったのでよろしくお願ひしたいと思うんですけど。みてみるとやっぱりまだ漁獲枠に対してのパーセンテージが3割いっている組合が少ないからね。だからできれば2トンくらい欲しいなということで要望受けて、この会議で説明した訳なんんですけど、よろしくお願ひします。

議長

ここで答えられますか。

鴨下補佐

はい。組合さんへのこの枠の割り振りなんですけれど、資源管理方針の中で配分を定めておりまして、県の方で留保分ということで、予備の分として5パーセントをとって残り95パーセントを各組合に割り振っております。その基準は平成22年から26年の漁獲実績に応じて割り振っております。

これは、毎年度2月と6月の漁業調整委員会で諮問している内容でございまして、今年も令和6管理年度分を2月の委員会、そして途中繰り越し分が上乗せされますので、その分を含めまして6月の漁業調整委員会で諮問を行って、毎年配分量を変更しているところでございます。長岡委員の御質問は、鹿島の0.5トンの枠を2トンに増やしてくれという御要望というふうに承りましたけれど、まず西太平洋地域のくろまぐろ管理で日本に割り当てる量というのが毎年変わっておりませんで、パイが増えない状況にございます。茨城県に来る割当量もさほど増えない状況ですので、どこかの組合さんの枠を増やすというのはどこかの組合さんの枠を削って充てるということになりますので、まずルールを変えなければいけないことになりますから、これについても組合さんなりにヒアリングをしたり、あとは消化率、現状で低いところもございますが、そういうところを加味しまして配分の基準を変えていく必要がありますことから、このあと検討してまいりたいと思います。

現在、鹿島さんは採捕停止命令を出す基準を超えておりますけど、枠の上限に近づいてしまった場合の措置としては同じく資源管理方針に記載しておりますが、ほかの組合さんから枠を譲ってもらうとか、あとは県の留保分から配分するという方法もございまして、まずはほかの組合さんから譲っていただくというような交渉をしていただければと思っております。

議長	長岡委員、よろしいですか。
12番 長岡委員	このまぐろの枠というのは、来年に向けて日本全体のまぐろを獲つていい量というのは増えたんですか、減ったんですか。確か決まっているわけだよね。
鴨下補佐	日本全国の総量は、W C P F C (中西部太平洋まぐろ類委員会) の年次会議がございまして、変わっておりません。前年と同じです。
12番 長岡委員	前年と同じ、来年も同じですか。
鴨下補佐	はい、来年も同じです。
12番 長岡委員	これが変わることもあるんですかね。
鴨下補佐	それは日本としては多分、増やしてくれという交渉をしているはずですけれど、そうはいかないという部分があります。
12番 長岡委員	そうですか。分かりました。 枠が増えるようなことがありましたら、よろしくお願ひします。以上です。
鴨下補佐	はい、分かりました。
議長	ほかによろしいですか。
(委員)	(特になし)
議長	以上で用意した議題は終了となります。 次に、次第6の「その他」になります。事務局から何かありますか。
岡部事務局長	特にございません。
議長	それでは、本日の議事は「その他」を含めてすべて終了しました。議事以外でも結構です。委員の皆様から何か意見などありませんか。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですか。 委員の皆様からの御意見も特にないようですので、事務局より次回の開催日程をお願いします。

岡部事務局長

次回は来年の2月、場所はここ、すいさん会館5階大会議室で午後2時からの開催を予定しております。

議題は「くろまぐろ等に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」の諮問などを予定しております。

詳細は、追って連絡いたします。

議長

今回が今年最後の委員会ということになります。今年一年、どうも御苦労様でございました。令和6年が皆様にとってよい年となることを御祈念して、本日の第523回委員会を終了させていただきます。御苦労さまでございました。

閉会 午後3時18分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和5年12月20日

議 長

議事録署名人